

長期収載品にかかる選定療養費について

2024年10月から、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さん自身で希望された場合、選定療養費として自己負担が発生します。

選定療養費は健康保険の対象外となります。

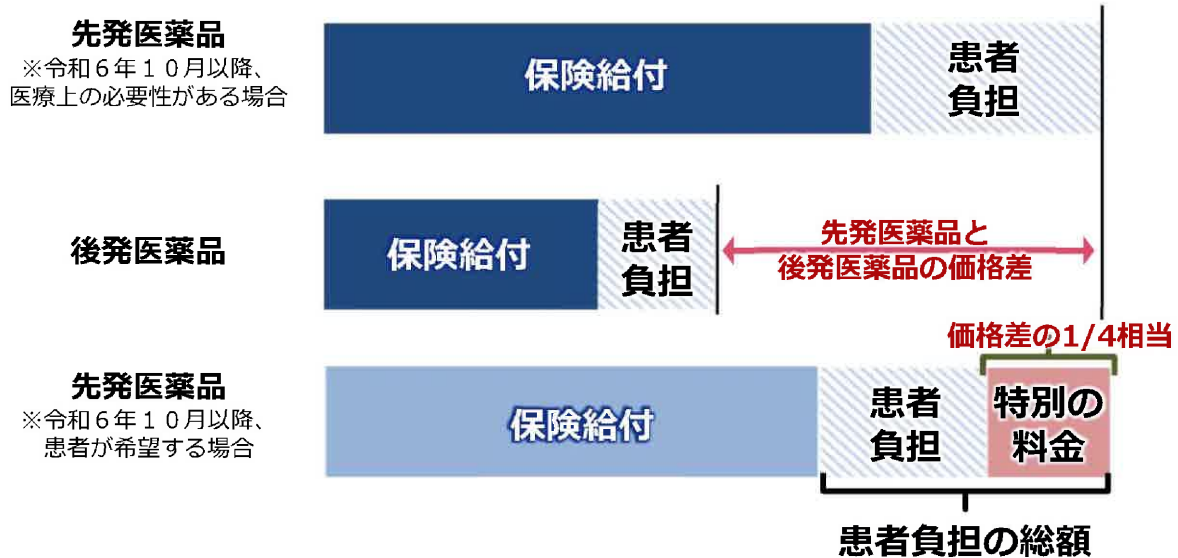


【対象品目】

- ・後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品
- ・後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品

【自己負担額】

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1



次の場合は選定療養費の対象外です

- 処方医が医療上の必要性があると判断した場合
- 在庫状況等により、長期収載品の提供が困難な場合

選定療養費については自己負担となり、窓口での支払いが発生します

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。